

熊本市防犯灯補助金交付規則の交付算定基準等に係る要綱

制定	平成	8年	4月	1日	市民生活局長決裁
改正	平成	22年	5月	25日	地域づくり推進課長決裁
	平成	22年	10月	1日	地域づくり推進課長決裁
	平成	25年	4月	1日	企画振興局長決裁
	令和	2年	1月	1日	地域活動推進課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市防犯灯補助金交付規則（昭和48年規則第33号）に基づき、その円滑な運用を行うために、交付算定基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付算定基準)

第2条 補助対象として算定する防犯灯は、電力会社との契約種別が公衆街路灯A又は定額電灯の防犯灯に限る。

(確認書類)

第3条 熊本市防犯灯補助金交付申請書の記載事項は、次の各号に掲げる防犯灯の区分に応じ当該各号に定める書類により確認するものとする。ただし、当該書類により確認しようとする事項について、当該書類以外のもにより確認できるときは、この限りでない。

- (1) 4月1日までに設置されている防犯灯 当該防犯灯に係る電力会社発行の4月分電気料金領収書(定額電灯の防犯灯にあっては、当該防犯灯に係る電力会社発行の4月分電気料金領収書及び設置箇所の位置図)
- (2) 4月2日から12月31日までに設置された防犯灯 当該防犯灯に係る電力会社発行の電気料金領収書及び各警察署の防犯協会からの当該防犯灯設置に関する書類又は電力会社への定額電灯申込書等であって灯数及び設置日の確認ができるもの

2 補助金の申請に当たっては、前項各号に定める書類又はその写しを添付させるものとする。

(交付時期)

第4条 補助金の交付時期は、次の各号のとおりとする。

- (1) 4月1日までに設置されている防犯灯 毎年9月
- (2) 4月2日から12月31日までに設置された防犯灯 毎年3月

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。